



島根県報

平成31年 3月29日 (金)

号外 第 4 5 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	3
へき地医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則	(")	3

公布された条例等のあらまし

◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

(1) 知事は、次に掲げる者に看護学生修学資金を貸与することを決定する場合にあつては、修学資金の額を月額50,000円とすることができることとした。（附則第2項関係）

ア 助産師養成施設の最終学年に在学する者

イ 島根県の区域外に所在する看護師養成施設に在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）

ウ 保健師養成施設、助産師養成施設、看護師養成施設又は准看護師養成施設に在学している者で将来県内の過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に所在する病院等において看護職員の業務に従事しようとするもの（ア又はイに該当する者を除く。）

(2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇へき地医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則（規則第41号）

1 規則の概要

(1) 改正の内容

ア 指定医療機関に次に掲げる施設を追加することとした。

(ア) 指定発達支援医療機関（児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。）

(イ) 医療型障害児入所施設（児童福祉法に規定する施設をいう。）を併設する施設

イ 特定地域医療機関に医療型障害児入所施設を併設する医療機関（松江市及び出雲市に所在するものを除く。）を追加することとした。

ウ 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならないこととした。

エ 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、翌年度の勤務先名称及び住所並びに翌年度以降の勤務計画（県が別に定めるキャリア形成プログラムに基づくものに限る。）を知事に届け出なければならないこととした。

オ 被貸与者は、育成支援資金の貸与決定通知を受けた後、育成支援資金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならないこととした。

カ その他規定の整備

(2) 改正を要する規則

規 則 の 題 名	改 正 の 内 容
へき地医療奨学金貸与規則	ウ及びカ
医学生地域医療奨学金貸与規則	ア、イ、ウ、エ及びカ
しまね医学生特別奨学金貸与規則	ア、ウ及びカ
緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則	ア、イ、ウ及びカ
特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則	ア、ウ及びカ
特定診療科医師育成支援資金貸与規則	ア、イ、オ及びカ

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第41号

へき地医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

(へき地医療奨学金貸与規則の一部改正)

第1条 へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「年の」を「年度の」に改める。

第14条第3項を削る。

第17条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならない。

(医学生地域医療奨学金貸与規則の一部改正)

第2条 医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。）

(6) 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する施設をいう。次項第4号において同じ。）を併設する施設

第2条第3項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 医療型障害児入所施設を併設する医療機関（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

第5条中「年の」を「年度の」に改める。

第9条第1項中「貸与期間中」を「大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止するまでの間」に改める。

第14条第3項を削る。

第17条第3項を削り、同条第4項中「翌年度の勤務先名称及び住所並びに翌年度以降の勤務見通し」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 在職する医療機関等の名称及び在職期間

(2) 翌年度の勤務先の名称及び住所並びに翌年度以降の勤務計画（県が別に定めるキャリア形成プログラム（医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画をいう。）に基づくものに限る。）

第17条第4項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定による届出（前項第2号に係るものを除く。）には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

(しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部改正)

第3条 しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。）

(6) 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する施設をいう。）を併設する施設

第14条第3項を削る。

第17条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならない。

(緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部改正)

第4条 緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。）

(6) 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する施設をいう。次項第4号において同じ。）を併設する施設

第2条第3項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 医療型障害児入所施設を併設する医療機関（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

第9条第2項中「、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を」を削り、同条第6項中「第3項ただし書」を「第4項ただし書」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止するまでの間は、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を知事に提出するものとする。

第14条第3項を削る。

第17条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならない。

(特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の一部改正)

第5条 特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。）

(6) 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する施設をいう。）を併設する施設

第14条第3項を削る。

第17条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならない。

(特定診療科医師育成支援資金貸与規則の一部改正)

第6条 特定診療科医師育成支援資金貸与規則（平成23年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。）

(5) 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する施設をいう。次項第3号において同じ。）を併設する施設

第2条第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 医療型障害児入所施設を併設する医療機関（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

第14条第3項を削る。

第17条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 被貸与者は、第8条の規定により育成支援資金の貸与決定通知を受けた後、育成支援資金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金の被貸与者に対する第2条の規定による改正後の医学生地域医療奨学金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第3項	次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1) 在職する医療機関等の名称及び在職期間 (2) 翌年度の勤務先の名称及び住所並びに翌年度以降の勤務計画（県が別に定めるキャリア形成プログラム（医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画をいう。）に基づくものに限る。）	在職する医療機関等の名称及び在職期間を知事に届け出なければならない。
第17条第4項	届出（前項第2号に係るものを除く。）	届出